

改正

平成22年3月31日告示第52号

平成26年3月31日告示第21号

令和3年2月19日告示第12号

令和6年3月28日告示第53号

仙北市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市（以下「市」という。）の印刷物等への有料広告（以下「広告」という）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の印刷物等への広告掲載は、市資産の効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、地域経済の活性化に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第3条 広告掲載を対象とする印刷物等は、次のとおりとする。

- (1) 市の広報紙、パンフレット、封筒等の印刷物
- (2) 市のウェブサイト
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの

- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (10) 広告の主体及び責任の所在が不明確のもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、募集方法及び選定方法等は、必要に応じ、広告媒体ごとにその性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて市長に広告掲載を申し込むものとする。この場合において、広告主が自らの市税の納付状況を確認されることについて同意しないときは、市税納税証明書を併せて提出しなければならない。

2 前項及び次条第2項の広告掲載の申込みに係る経費は、広告主の負担とする。

(広告代理店への委託)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、広告の募集等について広告代理店等に行わせることができる。

2 広告代理店等による募集に応募する広告主は、広告代理店等を通じて広告掲載申込書に広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、広告主が自らの市税の納付状況を確認されることについて同意しないときは、市税納税証明書を併せて提出しなければならない。

3 広告代理店等は、広告主から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱等に基づき、事前に確認を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

4 広告代理店等は、前項の事前確認の結果、法令、要綱等に適合していると判断したときは、広告掲載申込書及び広告の原稿を市長に提出するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条第2項により申込みがあったときは、第13条の委員会の意見を聞いたうえで、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による決定を行う場合において必要と認めるときは、広告の内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告の作成及び提出)

第9条 広告主又は広告代理店等（以下「広告主等」という。）は、広告原稿を市が指定する期日までに市が指定する方法で提出しなければならない。

(掲載決定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告の掲載を取下げようとするときは、広告掲載取下げ申出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、広告の掲載が取下げられた場合、広告掲載者が納入すべき掲載料の減額は行わないものとする。

(広告主等の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとする。

- 2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主等が負うものとする。

(審査機関)

第13条 広告掲載の適否を審査させるために、仙北市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、総務部長、総務部次長、総務課長、税務課長をもって充てる。
- 3 委員会の委員長は総務部長とする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(審査申請)

第14条 所管課長等は、広告の掲載申込を受けたときは、その内容について広告審査委員会審査申請書（様式第4号）により、委員会に審査申請しなければならない。

(会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。この場合において、審査は、広告審査回議書（様式第5号）により行うものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第52号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第21号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月19日告示第12号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第53号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

仙北市長 様

住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 代表者住所（個人事業主の場合）

広告掲載申込書

仙北市広告掲載取扱要綱に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する広告媒体		☐ 広報紙 ☐ ウェブサイト ☐ その他（ ）			
2 掲載を希望する期間		年 月 日 ～ 年 月 日（ ヶ月）			
3 掲載広告の内容					
4 リンク先のウェブサイト アドレス					
5 市税の納付状況の確認に 対する同意の有無		本申込にあたり、市長が市税等の納付状況や申告状況 について、市の保有する公簿等により確認することに ☐ 同意する ☐ 同意しない ※同意がない場合は、市税納税証明書の添付が必要です。			
6 連絡先	電話・FAX	電話番号		FAX番号	
	E-mail				
	担当者名				

仙 第 号
年 月 日

様

仙北市長

広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので仙北市広告掲載取扱要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 ☐ 広告掲載を承認します。

☐ 広告掲載を不承認とします。

（却下の理由 ）

2 広告掲載を実施する広告媒体の名称

3 広告掲載の期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ ヶ月）

4 広告掲載の内容

5 広告掲載料 円

6 広告掲載料の納付期限 年 月 日

7 広告原稿の提出期限 年 月 日

8 広告掲載の実施に当たっての条件

（1）仙北市広告掲載取扱要綱に従うこと。

（2）仙北市広告掲載取扱要綱第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を一時的に中止することができる。

（3）広告の内容等その他の広告掲載に関し問題が生じた場合は一切の責任を負うこと。

年 月 日

仙北市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

広告掲載取下げ申出書

年 月 日付け仙 第 号で承認のあった広告掲載について、下記の理由により広告掲載を取り下げたいので、仙北市広告掲載取扱要綱第11条第1項の規定により申し出ます。

記

1 取下げの理由（具体的に）

年 月 日

仙北市広告審査会委員長 様

（所属長）

広告審査委員会審査申請書

下記案件について審査を受けたく、仙北市広告審査委員会の審査を申請します。

記

広告掲載の媒体	
広告掲載の時期・期間	
審査件数	

1. 審査する広告業者名・内容

広告業者名	
内容	

2. 所管課から掲載予定広告に対する意見

--

様式第5号（第15条関係）

委員長 (総務部長)	総務部次長	総務課長	税務課長	文書広報係	担当者

年 月 日

広告審査回議書

1. 審査する広告業者名・内容

2. 広告に関する意見

（所属課長） 様

仙北市広告審査会委員長

広告内容の審査の結果、広告の掲載を認めます。（認めません）。